

薬生食輸発0609第2号  
令和5年6月9日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和5年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(アルゼンチン産いんげん豆のアフラトキシン並びにベトナム産シソクサのイソプロチオラン  
及びルフェヌロン)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和5年  
6月5日付け薬生食輸発0605第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき  
実施しているところである。

今般、アルゼンチン産いんげん豆のアフラトキシン並びにベトナム産シソクサのイソプロチ  
オラン及びルフェヌロンについて、検査命令を解除したことから、令和5年度輸入食品監  
視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、モニタ  
リング通知の別表第2に下記を追加することとしたので、御了知の上、関係業者等への  
周知方よろしく願います。

記

検査強化 日	対象国 ・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
令和5年 6月9日	アルゼン チン	いんげん豆	アフラトキシン	
	ベトナム	シソクサ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬(イソプロチ オラン) 残留農薬(ルフェヌロ ン)	